（五）　風力発電所に係る工事		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万八千五百円（電子申請による場合にあっては、十六万九千三百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
二　発電所の変更の工事であって発電設備の設置の工事以外の変更の工事に係るもの	（一）　水力設備に係る工事	１　完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとするときに行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
		２　完成後の高さが十五メートル以上のダムに係る工事で、ダムの全部又は一部を流水の貯留の用に供しようとするときに行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十六万七千九百円（電子申請による場合にあっては、十五万八千七百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
		３　工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
	（二）　火力設備に係る工事	１　汽力又はガスタービンを原動力とするもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	四十三万二千円（電子申請による場合にあっては、四十一万三千五百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	三十七万四千五百円（電子申請による場合にあっては、三十五万五千九百円）
		２　１に規定するもの以外のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十万七千五百円（電子申請による場合にあっては、九万七千円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	八万四千八百円（電子申請による場合にあっては、七万四千三百円）
	（三）　燃料電池設備に係る工事		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十六万八百円（電子申請による場合にあっては、十五万三百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十二万七千二百円（電子申請による場合にあっては、十一万六千七百円）
	（四）　太陽電池設備に係る工事		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
			映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）